

令和8年

3月号

松田だより



少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化について

- ・進級を控えた春休みの時期は、解放感から少年たちの気持ちが不安定になりやすく、非行に走る少年が増加します。
また、少年が犯罪の被害に遭いやすい時期でもあります。

○ 不良行為少年の早期発見・保護活動

喫煙、飲酒、深夜はいかいなどを行っている不良行為少年を発見した時には、ためらわずに警察に連絡してください。周りの人が見ていると知らせることで、非行への抑止につながります。非行の芽は小さなうちに摘みましょう。

○ 万引きは犯罪です!

万引きは「窃盗」という犯罪です。また、見張りをすることも共犯です。万引きの回数を重ねるごとに罪の意識が薄れ、やがて重大な犯罪へとエスカレートしていくおそれがあります。

「万引きは犯罪であること」を繰り返し教え、安易な気持ちで犯罪に手を染めるのを止めさせましょう。

○ 薬物乱用は、「ダメ。ゼッタイ。」

大麻を利用する若者が急増しています。

薬物を始めたきっかけで特に多いのは、「人に勧められた、好奇心から」などです。

「ちょっとだけなら」「1回だけなら」「大麻ならそれほど害はない」が命取りに！間違った情報に流されず、誘惑に負けない強い心を育てましょう。



○ ケータイ・スマホには、「フィルタリング。ゼッタイ。」

少年がインターネットを利用し、性被害や誘拐などの凶悪事件に遭うケースが多発しています。お子さんに携帯電話やスマートフォンを持たせる場合は、

フィルタリング機能（有害サイトアクセス制限機能）

を活用してください。

青少年インターネット環境整備法や栃木県青少年健全育成条例では、18歳未満の青少年が携帯電話を契約する際、フィルタリングの設定が義務付けられています。

○ 冬眠明けの熊に注意!!

早い熊は、冬眠から3月上旬頃に目を覚まします。

冬眠明けの熊は、空腹状態でエサを求め、活発に行動するため、人里への出没、遭遇リスクが高まります。

特に朝夕の活動が活発で親離れした若い熊や空腹の母熊は危険なため、注意してください。

熊の餌になるものは外に置かないで下さい。